パワハラ防止法指針案の見直しを求める意見書

本年11月、厚生労働省は、パワハラ防止法指針案を公表した。労政審で厚生労働省事務局より示された指針案は、各分野からさまざまな問題点を指摘されており、効果的なパワハラ防止策となっていないばかりか、むしろパワハラの範囲を矮小化し、労働者の救済を阻害するものであるため、早急に見直すべきである。

日本労働弁護団は次の点を指摘している。1、「優越的」の定義が狭過ぎる。2、 労働者の問題行動の有無を重視すべきではない。3、「該当しない例」が極めて不 適当である。4、国会の附帯決議が反映されていない。

また、「ハッシュタグ・クツー」の発起人、石川優実さんは次の3点を要望している。1、事業主が業務上必要のないヒールつきの靴など、特定の外見・服装などを一方の性別のみに指示することは、性別に関するハラスメントに該当し得ると明記する。2、男女雇用機会均等法を改正し、一方の性別のみにヒールつきの靴の着用など、外見・服装等を指示することは、性別に基づく差別として禁止する。3、就職活動関連事業者や大学などの教育機関に対し、就活でヒールつきの靴の着用が必要といった偏った情報提供をしないようにし、性表現の多様性に配慮した情報発信をするよう注意喚起する。

さらに、就活ハラスメントに遭っている学生たちの団体「セーフ・キャンパス・ユース・ネットワーク」は就活ハラスメントを防ぐのに不十分と訴え、多くの被害者が泣き寝入りしており、具体策を明記すべきだと求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、附帯決議を尊重しつつ、市民の声を反映し、これ以上被害を出さないため、パワハラ防止法指針案を早急に見直すことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司